

嘉手納町成年後見制度利用促進に関する調査業務委託仕様書

1. 業務名

嘉手納町成年後見制度利用促進に関する調査業務

2. 目的

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年4月15日法律第29号）に基づき、嘉手納町の成年後見制度利用促進体制整備における、地域連携ネットワークのあり方や中核機関の設置検討に向けた基礎資料とすることを目的に、関係事業所、町民を対象に成年後見制度に関する認知状況、意識、制度の利用について調査を実施する。

3. 期間

契約締結日～令和4年3月

4. 業務内容

(1) 基礎調査の実施及び分析

成年後見制度の利用促進を効果的に推進していくため、町民、福祉関係団体等向けのアンケート調査票の作成、アンケートの実施、調査結果の入力・集計・分析を行い、報告書を作成する。

① 町民アンケート調査

調査対象 300件

② 介護保険サービス事業者等アンケート調査

調査対象 70か所程度

③ 障害福祉サービス事業者等アンケート調査

調査対象 40か所程度

④ 調査時期

別途協議（令和4年1月から2カ月程度を予定）

(2) 受託事業者が実施する事項

① 調査票項目を整理し、調査票を作成

② 調査票原稿作成、印刷

③ 送付用封筒、返信用封筒の作成、督促状兼礼状（ハガキ）の作成

④ 封入（調査票、返信用封筒）、封緘、送付用封筒及び督促状等への宛名シールの貼付、納品

⑤ 町へ返信された調査票の回収・開封（最後は町への返却）

⑥ 調査結果のデータ入力・集計・分析

⑦ 調査結果報告書原稿作成

⑧ 調査結果報告書 A4版 簡易製本 モノクロ 1部

⑨ 電子データによる納品（CD-R等の作成）

(注意事項)

- ・対象者の無作為抽出及び宛名シールの作成は町が行い、受託者に渡す。

5. 守秘義務

- (1) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本業務が完了した後も同様とする。
- (2) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を受託者の役員又は従業員であっても、本業務を履行するために知る必要のある者以外の者に漏えい又は開示をしてはならない。

6. 留意事項

- (1) 業務の遂行状況については、随時報告を行うこと。
- (2) 業務の遂行に際して必要な旅費等は契約金額に含むものとする。
- (3) 業務の遂行に関して必要な資料等は、受託者において手配するものとし、費用は契約金額に含むものとする。
- (4) 委託業務期間中はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密情報や個人情報などについては、厳重に取り扱うこと。

7. 著作権

本業務における制作物の著作権は、本町に帰属するものとする。また、第三者の著作物を使用する場合は、受託者の負担で著作権処理を行うこと。

8. 協議

この仕様書について疑義が生じたときまたは定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本町と協議すること。